

案件3 令和9年度地域公共交通計画の認定申請について

令和8年度 第2回
富田林市交通会議 資料3-1

目次

- 1 地域間幹線系統補助対象路線について
- 2 申請内容について
- 3 地域公共交通計画の軽微な変更に係る包括的な合意について
- 4 今後のスケジュールについて(予定)

3 地域間幹線系統補助対象路線について

【地域間幹線系統補助対象路線】

対象路線	運行事業者
北野田線(富田林駅前～北野田駅前)	近鉄バス
こんごう福祉センター線(河内長野駅前～ 府立こんごう福祉センターかなびのさと前)	南海バス

※ 金剛ふるさとバス各対象路線における認定申請について

以下の金剛ふるさとバスの各対象路線(下表)は、「金剛ふるさとバス沿線等地域交通計画」に基づき、富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性協議会において、補助対象路線として認定申請が行われた。(令和8年4月22日に協議済み)

対象路線	運行事業者
喜志循環線	近鉄バス(金剛ふるさとバス)
阪南線	近鉄バス(金剛ふるさとバス)
さくら坂循環線	近鉄バス(金剛ふるさとバス)
千早線	南海バス(金剛ふるさとバス)

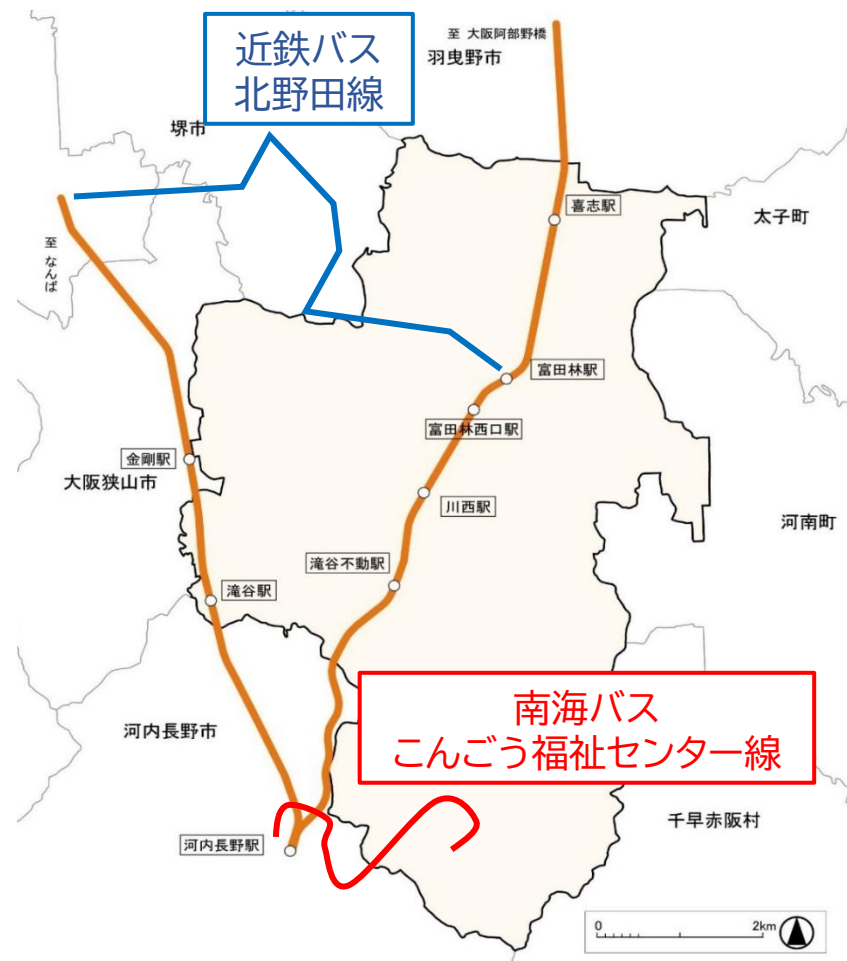


図. 地域間幹線系統補助対象路線図

3 地域間幹線系統補助対象路線について

■ 大阪狭山市が近鉄バス北野田線を地域公共交通計画に位置付けない合理的な理由

大阪狭山市からの回答

近鉄バス北野田線は、大阪狭山市の北部地域の一部を横断する形で市民の皆様が北野田駅や富田林駅にアクセスできる生活交通として利用されているものの、大阪狭山市は当該系統の費用負担をしておらず、補助申請も行わない。

大阪狭山市では、地域公共交通会議を設けておらず、地域公共交通計画を策定していないことから、計画を策定して位置付けるものではない。



図. 近鉄バス北野田線

4 申請内容について

申請時に提出する資料(抜粋)

○地域間幹線系統補助

- ・様式第1－1 地域公共交通計画認定申請書
- ・補助要綱規定事項一覧表及び記載箇所抜粋
- ・地域公共交通計画 別紙
- ・表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
- ・表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
- ・表4 別表1及び別表3の補助事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
- ・表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
- ・同一の補助系統として取り扱うことが必要な運行系統の認定について

5 地域公共交通計画の軽微な変更に係る包括的な合意について

① 趣旨

地域公共交通確保維持事業実施要領の規定により、地域公共交通計画の軽微な変更について、あらかじめ交通会議において包括的な合意が得られている場合は、変更の都度、交通会議を開催しなくても交通会議の協議を経たものとして取り扱うことができることから、包括的な合意を得るもの。

② 軽微な変更内容

- ・各補助対象系統の1日当たり計画運行回数の10%以内又は1回以内の増減
- ・各補助対象系統の計画運行日数の10%以内の増減
- ・各補助対象系統のキロ程の10%以内の増減
- ・各補助対象事業者に係る内定額の総額の10%以内の増減

ただし、上記内容の変更を行った地域公共交通計画については、交通会議において情報共有することが必要である。

6 今後のスケジュールについて(予定)

令和8年								令和9年												令和10年			
5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
	計画認定申請			計画認定														交付申請		事業評価		交付決定	補助金交付
補助対象期間 (令和8年10月～令和9年9月)																							